

青森県報

号外第十九号

平成二十五年
三月二十一日
(木曜日)

目 次

告 示

漁場計画…………… (水産振興課) …… 一

告 示

青森県告示第百二十七号

漁業法(昭和二十四年法律二百六十七号)第十一条第一項の規定により、共同漁業
定置漁業及び区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定め
たので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

1 公示番号 西共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|--------|--------------------|-------------------------------|--------------------|
| | わかめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | かき漁業 | 1月1日から 12月31日まで |
| | あまのり漁業 | " | たこ漁業 | " |
| | ふのり漁業 | " | なまこ漁業 | " |
| | えごのり漁業 | " | うに漁業 | " |
| 第1種 共同漁業 | もずく漁業 | " | ばい漁業 | " |
| | あかもく漁業 | " | くぼがい漁業 | " |
| | あわび漁業 | " | こしだかがんがら(おおこし だかがんがらを含む)漁業 | " |
| | さざえ漁業 | " | | |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字大間越地先

(3) 漁場の区域 次の基点第31号、ア、イ及び基点第32号の各点を順次に結んだ線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第31号 青森県と秋田県との境の須郷崎に設置した標柱

ア 基点第31号から磁針方位270度2,000メートルの点

イ 基点第32号から真方位264度30分2,000メートルの点

基点第32号 青森県西津軽郡深浦町大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置し
た標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字大間越

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
とする。

1 公示番号 西共第2号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------------------|-----------------|-------------------|
| 第 2 種 共 同 漁 業 | たい・ぶり・さけ小型定置漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | やりのいか・たなご小型定置漁業 | 1月 1日から 8月31日まで |
| | はたはた小型定置漁業 | 11月1日から翌年 1月31日まで |
| | かれい・ひらめ刺網漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| 第 2 種 共 同 漁 業 | さざえ刺網漁業 | 5月 1日から10月31日まで |
| | やりのいか・ひらめ底建網漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | はたはた刺網漁業 | 11月1日から翌年1月31日まで |
| | たご籠漁業 | 1月 1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大間越地先

(3) 漁場の区域 次の基点第31号、ア、イ及び基点第32号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第31号 青森県と秋田県との境の須郷崎に設置した標柱

ア 基点第31号から磁針方位27.0度2,000メートルの点

イ 基点第32号から真方位26.4度30分2,000メートルの点

基点第32号 青森県西津軽郡深浦町大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字大間越

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は、2ヶ統以内に限る。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第3号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------------------|----------|---------------------------------|--------|---------------------|
| 第 1 種 共 同 漁 業 | わかめ漁業 | 1月 1日から 12月31日まで | かき漁業 | 1月 1日から 12月31日まで |
| | あまのり漁業 | " | たご漁業 | " |
| | ふのり漁業 | " | なまこ漁業 | " |
| | えごのり漁業 | " | うに漁業 | " |
| | てんぐさ漁業 | " | ほや漁業 | " |
| | もずく漁業 | " | いわむし漁業 | " |
| | うみぞうめん漁業 | " | ばい漁業 | " |
| | あかもく漁業 | " | くぼがい漁業 | " |
| | あおさ漁業 | " | つのもた漁業 | " |
| | あわび漁業 | " | くろも漁業 | " |
| さざえ漁業 | " | つるあめ漁業 | " | |
| いがい漁業 | " | こしたかがんがら (おおこ したかがんがらを含む) 漁業 | " | |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺地先

(3) 漁場の区域 次の基点第32号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第35号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第32号 青森県西津軽郡深浦町大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱

ア 基点第32号から真方位26.4度30分2,000メートルの点

イ カ (基点第33号 (青森県西津軽郡深浦町大字森山と大字正道尻との境の根滝川尻に設置した標柱) から真方位26.3度30分1,000メートルの点) から真方位23.5度30分1,200メートルの点

ウ 基点第34号 (青森県西津軽郡深浦町大字岩崎と大字沢辺との境の立待崎に設置した標柱) から真方位17.2度30分2,000メートルの点

エ 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺、恵神崎に設置した標柱から真方位19.4度30分2,000メートルの点

オ 基点第35号から真方位24.7度30分2,000メートルの点

青森県西津軽郡深浦町大字沢辺と大字解作との境に設置した標柱

平成25年9月1日

基点第35号 平成25年4月1日から同年6月28日まで

申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで

関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺

その他

この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 西共第4号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|------------------|--------------------|
| 第2種 共同漁業 | やりいか・さけ・ます小型定置漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | やりいか・たなご小型定置漁業 | " |
| | はたはた小型定置漁業 | 11月 1日から翌年 1月31日まで |
| | かれい・ひらめ小型定置漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | やりいか・ひらめ底建網漁業 | " |
| 第2種 共同漁業 | かれい・ひらめ刺網漁業 | " |
| | せい・あいなめ刺網漁業 | " |
| | はたはた刺網漁業 | 11月 1日から翌年 1月31日まで |
| | くるまえび刺網漁業 | 5月 1日から 9月30日まで |
| 第2種 共同漁業 | さざえ刺網漁業 | 6月10日から10月31日まで |
| | ばい竜漁業 | 1月 1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道及び大字沢辺地先

(3) 漁場の区域 次の基点第32号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第35号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第32号 青森県西津軽郡深浦町大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱

ア 基点第32号から真方位264度30分2、000メートルの点

イ カ (基点第33号 (青森県西津軽郡深浦町大字森山と大字正道尻との境の根樋川尻に設置した標柱) から真方位263度30分1、000メートルの点) から真方位235度30分1、200メートルの点

ウ 基点第34号 (青森県西津軽郡深浦町大字岩崎と大字沢辺との境の立待崎に設置した標柱) から真方位172度30分2、000メートルの点

エ 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺、恵神崎に設置した標柱から真方位194度30分2、000メートルの点

オ 基点第35号から真方位247度30分2、000メートルの点

基点第35号 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺と大字船作との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するやりいか・さけ・ます小型定置漁業の統数は、16ヶ統以内に限る。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第5号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|----------|-----------------------------|--------|-----------------|
| 第1種 共同漁業 | わかめ漁業 | 1月 1日から12月31日まで | さざえ漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | あまのり漁業 | " | いがい漁業 | " |
| | ふのり漁業 | " | かき漁業 | " |
| | えごのり漁業 | " | たご漁業 | " |
| | つのもた漁業 | " | なまご漁業 | " |
| | てんぐさ漁業 | " | うに漁業 | " |
| | もずく漁業 | " | ほや漁業 | " |
| | うみぞうめん漁業 | " | いわむし漁業 | " |
| | あかもく漁業 | " | ばい漁業 | " |
| | つるあらめ漁業 | " | くぼがい漁業 | " |
| いぎす漁業 | " | こしだかかんがら (おおこしだかかんがらを含む) 漁業 | " | |
| あおさ漁業 | " | くろも漁業 | " | |
| あわび漁業 | " | | | |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字船作及び大字月屋地先

(3) 漁場の区域 次の基点第35号、ア、イ及び基点第36号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第35号 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺と大字船作との境に設置した標柱

ア 基点第35号から真方位247度30分2、000メートルの点

イ 基点第36号から真方位305度30分2、000メートルの点

基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町船作及び大字月屋

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第6号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|----------------|----------------|
| 第2種 共同漁業 | やりいか・たなご小型定置漁業 | 1月1日から8月31日まで |
| | やりいか・ひらめ底建網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | かれい・ひらめ刺網漁業 | 〃 |
| | さざえ刺網漁業 | 5月1日から9月30日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字船作及び大字月屋地先
 (3) 漁場の区域 次の基点第35号、ア、イ及び基点第36号の各点を順次に結んだ線と
 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第35号 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺と大字船作との境に設置した標柱
 - ア 基点第35号から真方位247度30分2,000メートルの点
 - イ 基点第36号から真方位305度30分2,000メートルの点
 - 基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱
 - 3 免許予定日 平成25年9月1日
 - 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
 - 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字船作及び大字月屋
 - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第7号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|----------|-----------------------------------|--------|----------------|
| 第1種 共同漁業 | わかめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | あまのり漁業 | 〃 | いがい漁業 | 〃 |
| | ふのり漁業 | 〃 | かき漁業 | 〃 |
| | えこのり漁業 | 〃 | たご漁業 | 〃 |
| | つのまた漁業 | 〃 | なまこ漁業 | 〃 |
| | てんぐさ漁業 | 〃 | うに漁業 | 〃 |
| | もずく漁業 | 〃 | ほや漁業 | 〃 |
| | うみぞうめん漁業 | 〃 | いわむし漁業 | 〃 |
| | あかもく漁業 | 〃 | ばい漁業 | 〃 |
| | つるあらめ漁業 | 〃 | くぼがい漁業 | 〃 |
| あおさ漁業 | 〃 | こしだかがんから(お おこしだかがんからを 含む)漁業 | 〃 | |
| あわび漁業 | 〃 | くろも漁業 | 〃 | |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬地
 先

- (3) 漁場の区域 次の基点第36号、ア、イ及び基点第37号の各点を順次に結んだ線と
 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱
 - ア 基点第36号から真方位305度30分2,000メートルの点
 - イ 基点第37号から真方位309度30分2,000メートルの点
 - 基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方(暗礁)に設置した標柱
 - 3 免許予定日 平成25年9月1日
 - 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
 - 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬
 - 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 西共第8号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|----------------|------------------|
| 第2種 共同漁業 | たい・ぶり・さけ小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | やりいか・たなご小型定置漁業 | 1月1日から8月31日まで |
| | はたはた小型定置漁業 | 11月1日から翌年1月31日まで |
| | やりいか・ひらめ底建網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | かれい・ひらめ刺網漁業 | " |
| 第2種 共同漁業 | そい・あいなめ刺網漁業 | " |
| | くるまえば刺網漁業 | 5月1日から9月30日まで |
| | かに刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | ばい管漁業 | " |
| たご管漁業 | | " |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬地先

(3) 漁場の区域 次の基点第36号、ア、イ及び基点第37号の各点を順次に結んだ線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱
 - ア 基点第36号から真方位305度30分2, 000メートルの点
 - イ 基点第37号から真方位309度30分2, 000メートルの点
- 基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は、21ヶ統以内に限る。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第9号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|---------|---------------------------|----------|----------------|
| 第1種 共同漁業 | わかめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | たご漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | あまのり漁業 | " | なまご漁業 | " |
| | ふのり漁業 | " | うに漁業 | " |
| | えごのり漁業 | " | ほや漁業 | " |
| | つものまた漁業 | " | いわむし漁業 | " |
| | てんぐさ漁業 | " | うみぞうめん漁業 | " |
| | もずく漁業 | " | くろも漁業 | " |
| | あおき漁業 | " | あかもく漁業 | " |
| | あわび漁業 | " | つるあらめ漁業 | " |
| | さざえ漁業 | " | ばい漁業 | " |
| いかい漁業 | " | くぼがい漁業 | " | |
| かき漁業 | " | こしだかがんがら(おおこしだかがんがらを含む)漁業 | " | |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字鷹木地先

(3) 漁場の区域 次の基点第37号、ア、イ及び基点第38号の各点を順次に結んだ線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱
 - ア 基点第37号から真方位309度30分2, 000メートルの点
 - イ 基点第38号から真方位282度30分2, 000メートルの点
- 基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字鷹木と大字風合瀬との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字鷹木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第10号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------------|----------------|--------------------|
| 第 2 種 共同漁業 | たい・ぶり・さけ小型定置漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | やりいか・たなご小型定置漁業 | 1月 1日から10月31日まで |
| | はたはた小型定置漁業 | 11月 1日から翌年 1月31日まで |
| | やりいか・ひらめ底建網漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | かれい・ひらめ刺網漁業 | " |
| | せい・あいなめ刺網漁業 | " |
| | くるまえび刺網漁業 | 5月 1日から 9月30日まで |
| | さめ刺網漁業 | 11月 1日から翌年 5月31日まで |
| | かに刺網漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | さざえ刺網漁業 | 5月 1日から10月31日まで |
| | ばい籠漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | うに籠漁業 | " |
| | たこ籠漁業 | " |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字鱧木地先
 (3) 漁場の区域 次の基点第37号、ア、イ及び基点第38号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方(暗礁)に設置した標柱
 ア 基点第37号から真方位309度30分2, 000メートルの点
 イ 基点第38号から真方位282度30分2, 000メートルの点
 基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字鱧木と大字風合瀬との境に設置した標柱
 平成25年9月1日
- 3 免許予定日 平成25年4月1日から同年6月28日まで
 - 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
 - 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字鱧木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田
 - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は3ヶ統以内に限る。
 ② かれい・ひらめ刺網漁業の目的は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第11号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------------|---------|---------------------|------------------------------------|---------------------|
| 第 1 種 共同漁業 | わかめ漁業 | 1月 1日から 12月31日まで | かき漁業 | 1月 1日から 12月31日まで |
| | あまのり漁業 | " | たこ漁業 | " |
| | ふのり漁業 | " | なまこ漁業 | " |
| | えごのり漁業 | " | うに漁業 | " |
| | てんぐさ漁業 | " | ほや漁業 | " |
| | もずく漁業 | " | いわむし漁業 | " |
| | あかもく漁業 | " | つのもた漁業 | " |
| | つるあらめ漁業 | " | つるも漁業 | " |
| | あおさ漁業 | " | ばい漁業 | " |
| | あわび漁業 | " | くぼがい漁業 | " |
| | さざえ漁業 | " | こしだかがんがら(おお こしだかがんがらを含 む) 漁業 | " |
| | いがい漁業 | " | | |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字鱧木と大字風合瀬との境から大字風合瀬、貝良木川尻に至る地先

- (3) 漁場の区域 次の基点第38号、ア、イ及び基点第39号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字鱧木と大字風合瀬との境に設置した標柱
 ア 基点第38号から真方位282度30分2, 000メートルの点
 イ 基点第39号から真方位335度30分2, 000メートルの点
 基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱
 平成25年9月1日
- 3 免許予定日 平成25年4月1日から同年6月28日まで
 - 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
 - 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、字中砂子川及び字下砂子川
 - 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第12号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|----------------|------------------|
| 第2種 共同漁業 | たい・ぶり・さけ小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | やりいか・たなご小型定置漁業 | 1月1日から8月31日まで |
| | はたはた小型定置漁業 | 11月1日から翌年1月31日まで |
| | かわいい・ひらめ小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | やりいか・ひらめ底建網漁業 | " |
| | かわいい・ひらめ刺網漁業 | " |
| 第1種 共同漁業 | そい・あいなめ刺網漁業 | " |
| | くるまえび刺網漁業 | 5月1日から9月30日まで |
| | かに刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | さざえ刺網漁業 | 5月1日から10月31日まで |
| | かに籠漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| たこ籠漁業 | 1月1日から12月31日まで | |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字鱸木と大字風合瀬との境から大字風合瀬、貝木川尻に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第38号、ア、イ及び基点第39号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字鱸木と大字風合瀬との境に設置した標柱
 ア 基点第38号から真方位282度30分2, 000メートルの点
 イ 基点第39号から真方位335度30分2, 000メートルの点
 基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝木川右岸に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
 - 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
 - 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、字中砂子川及び字下砂子川
 - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は30ヶ統以内に限る。
- ② かわいい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第13号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|--------|---------------------------|----------|----------------|
| 第1種 共同漁業 | わかめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | あまのり漁業 | " | なまこ漁業 | " |
| | ふのり漁業 | " | うに漁業 | " |
| | えごのり漁業 | " | ほや漁業 | " |
| | つのまた漁業 | " | いわむし漁業 | " |
| | てんぐさ漁業 | " | うみぞうめん漁業 | " |
| | もずく漁業 | " | くろも漁業 | " |
| | あおさ漁業 | " | あかもく漁業 | " |
| | あわび漁業 | " | つるあらめ漁業 | " |
| | さざえ漁業 | " | ばい漁業 | " |
| | いがい漁業 | " | くぼがい漁業 | " |
| かき漁業 | " | こしだかがんがら(おおこしだかがんがらを含む)漁業 | " | |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝木川尻から同町大字柳田に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第39号、ア、イ、ウ及び基点第40号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝木川右岸に設置した標柱
 ア 基点第39号から真方位335度30分2, 000メートルの点
 イ 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大戸瀬崎に設置した標柱から真方位348度30分2, 000メートルの点
 ウ 基点第40号から真方位328度30分2, 000メートルの点
 基点第40号 青森県西津軽郡深浦町と鶴ヶ沢町との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
 - 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
 - 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字鱸木、大字風合瀬字沙干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田
 - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第14号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|----------------|------------------|
| 第2種 共同漁業 | たい・ぶり・さけ小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | やりいか・たなご小型定置漁業 | 1月1日から10月31日まで |
| | はたはた小型定置漁業 | 11月1日から翌年1月31日まで |
| | やりいか・ひらめ底建網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | かれい・ひらめ刺網漁業 | " |
| | せい・あいなめ刺網漁業 | " |
| 第2種 共同漁業 | くるまえばり刺網漁業 | 5月1日から9月30日まで |
| | さめ刺網漁業 | 11月1日から翌年5月31日まで |
| | かに刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | さざえ刺網漁業 | 5月1日から10月31日まで |
| | ばい簀漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | うに簀漁業 | " |
| | たこ簀漁業 | " |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川尻から同町大字柳田に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第39号、ア、イ、ウ及び基点第40号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱
- ア 基点第39号から真方位335度30分2, 000メートルの点
- イ 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大戸瀬崎に設置した標柱から真方位348度30分2, 000メートルの点
- ウ 基点第40号から真方位328度30分2, 000メートルの点
- 基点第40号 青森県西津軽郡深浦町と鱒ヶ沢町との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字轟木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字間及び大字柳田
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は40ヶ統以内に限る。
 - ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第15号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|--------|----------------|-----------------------------------|----------------|
| 第1種 共同漁業 | わかめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | なまご漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | えごのり漁業 | " | うに漁業 | " |
| | てんぐさ漁業 | " | ほや漁業 | " |
| | もずく漁業 | " | いわむし漁業 | " |
| | あわび漁業 | " | くぼがい漁業 | " |
| | さざえ漁業 | " | こしだかがんがら(お おこしだかがんがらを 含む)漁業 | " |
| | たこ漁業 | " | ばい漁業 | " |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第40号、ア、イ及び基点第41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第40号 青森県西津軽郡深浦町と鱒ヶ沢町との境に設置した標柱
- ア 基点第40号から真方位328度30分2, 000メートルの点
- イ 基点第41号から真方位324度30分2, 000メートルの点
- 基点第41号 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第16号
 2 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|----------------|------------------|
| 第2種 共同漁業 | たい・ぶり・さけ小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | やりいか・たなご小型定置漁業 | 1月1日から8月31日まで |
| | はたはた小型定置漁業 | 11月1日から翌年1月31日まで |
| | やりいか・ひらめ底建網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | かれい・ひらめ刺網漁業 | 〃 |
| | そい・あいなめ刺網漁業 | 〃 |
| | はたはた刺網漁業 | 11月1日から翌年1月31日まで |
| | くるまえばり刺網漁業 | 5月1日から9月30日まで |
| | さざえ刺網漁業 | 5月1日から10月31日まで |
| | うに籠漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | ばい籠漁業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町地先
 (3) 漁場の区域 次の基点第40号、ア、イ及び基点第41号の各点を順次に結んだ線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第40号 青森県西津軽郡深浦町と鰯ヶ沢町との境に設置した標柱
 ア 基点第40号から真方位328度30分2,000メートルの点
 イ 基点第41号から真方位324度30分2,000メートルの点
 基点第41号 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境に設置した標柱
 3 免許予定日 平成25年9月1日
 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
 5 関係地区 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町
 6 その他
 (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は1ヶ統以内に限る。
 ② かれい・ひらめ刺網漁業の目的は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第17号
 2 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|--------|----------------|----------------------------|----------------|
| 第1種 共同漁業 | わかめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | なまご漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | えごのり漁業 | 〃 | うに業 | 〃 |
| | つのもた漁業 | 〃 | ほや漁業 | 〃 |
| | てんぐさ漁業 | 〃 | いわむし漁業 | 〃 |
| | もずく漁業 | 〃 | ばい漁業 | 〃 |
| | あわび漁業 | 〃 | くぼがい漁業 | 〃 |
| | さざえ漁業 | 〃 | こしだかがんがら(おおこしだか)がんがらを含む)漁業 | 〃 |
| | たご漁業 | 〃 | | |

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境からつがる市木造館岡上沢辺堀替に至る地先
 (3) 漁場の区域 次の基点第41号、ア、イ、ウ及び基点第42号の各点を順次に結んだ線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、コ、ク、ケ、ク、サ、シ、ス、セ、ソ、キ、ク及びウの各点を順次に結んだ線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
 基点第41号 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境に設置した標柱
 ア 基点第41号から真方位324度30分2,000メートルの点
 イ 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字南浮田、鳴沢川左岸に設置した標柱から真方位308度30分3,000メートルの点
 ウ 基点第42号から真方位270度30分2,000メートルの点
 エ 青森県つがる市木造館岡上沢辺堀替に設置した標柱
 オ 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字北浮田字今須154の171地内に設置した標柱(北緯40度47分26.584秒、東経140度14分30.463秒の点)から真方位358度30分71.5メートルの点
 カ エから真方位300度30分51.8.9メートルの点
 キ オから真方位345度30分49.0.8メートルの点
 ク カから真方位75度45分77.5メートルの点
 ケ キから真方位94度33.1.5メートルの点
 コ ケから真方位123度30分60.5.5メートルの点
 サ コから真方位259度23分3.2メートルの点
 シ サから真方位347度59分25.8メートルの点
 ス シから真方位259度23分8.3メートルの点
 シから真方位347度44分22.5.3メートルの点

- セ スから真方位75度45分6.9. 2メートルの点
- ソ セから真方位167度44分25.2. 4メートルの点
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字淀町、大字富根町、大字漁師町、大字浜町、大字本町、大字七ツ石町、大字田中町、大字舞戸町、大字新地町、大字釣町、大字新町及びつがる市木造出来島
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 西共第18号
 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|-----------------|------------------|
| 第2種 共同漁業 | たい・ぶり・さけ小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | やりのいか・たなご小型定置漁業 | 〃 |
| | はたはた小型定置漁業 | 11月1日から翌年1月31日まで |
| | やりのいか・ひらめ底網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | かれい・ひらめ刺網漁業 | 〃 |
| | はたはた刺網漁業 | 11月1日から翌年1月31日まで |
| | くるまえび刺網漁業 | 5月1日から9月30日まで |
| | さざえ刺網漁業 | 5月1日から10月31日まで |
| | かに刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | かに籠漁業 | 〃 |
| うに籠漁業 | 〃 | |
| たこ籠漁業 | 〃 | |
| あいなめ籠漁業 | 〃 | |
| ばい籠漁業 | 〃 | |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境からつがる市木造館岡上沢辺堀替に至る地先

(3) 漁場の区域

次の基点第41号、ア、イ、ウ及び基点第42号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、キ、ク及びビケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第41号 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境に設置した標柱
- ア 基点第41号から真方位324度30分2. 000メートルの点
- イ 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字南浮田、鳴沢川左岸に設置した標柱から真方位308度30分3. 000メートルの点
- ウ 基点第42号から真方位270度30分2. 000メートルの点
- エ 青森県つがる市木造館岡上沢辺堀替に設置した標柱
- オ 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字北浮田字今須154の171地内に設置した標柱(北緯40度47分26. 584秒、東経140度14分30. 463秒の点)から真方位358度30分71. 5メートルの点
- カ オエから真方位300度30分51. 8. 9メートルの点
- キ カオから真方位345度30分49. 0. 8メートルの点
- ク キカから真方位75度45分7. 5メートルの点
- ケ クキから真方位94度33. 1. 5メートルの点
- ク クケから真方位123度30分60. 5. 5メートルの点

- コ カから真方位259度23分3.2メートルの点
 - サ コから真方位347度59分25.8メートルの点
 - シ サから真方位259度23分8.3メートルの点
 - ス シから真方位347度44分22.5.3メートルの点
 - セ スから真方位75度45分69.2メートルの点
 - ソ セから真方位167度44分25.2.4メートルの点
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字湊町、大字富根町、大字漁師町、大字浜町、大字本町、大字七ツ石町、大字田中町、大字舞戸町、大字新地町、大字釣町、大字新町及びびがる市木造出来島

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は18ヶ統以内に限り。

② きれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第19号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|-------|----------------|
| 第1種共同漁業 | わかめ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | あわび漁業 | 〃 |
| | かき漁業 | 〃 |
| | なまこ漁業 | 〃 |

(2) 漁場の位置 青森県つがる市木造館岡から同市富瀬町に至る地先次の基点第42号、ア、イ及び基点第43号の各点を順次に結んだ線と

(3) 漁場の区域 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第42号 青森県つがる市大字館岡字上次辺堀替に設置した標柱

ア 基点第42号から真方位270度30分2,000メートルの点

イ 基点第43号から真方位272度30分2,000メートルの点

基点第43号 青森県つがる市富瀬町と五所川原市十三との境に設置した標柱

免許予定日 平成25年9月1日

申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで

関係地区 青森県つがる市木造館岡、木造亀ヶ岡、木造平滝、木造筒木坂、下牛湯町、牛湯町、下車力町、車力町、豊富町及び富瀬町

その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第20号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|----------------|----------------|
| 第2種 共同漁業 | たい・ぶり・さけ小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | かれい刺網漁業 | " |
| | かに籠漁業 | " |
| | たこ籠漁業 | " |

(2) 漁場の位置 青森県つがる市木造館岡から同市富沼町に至る地先
(3) 漁場の区域 次の基点第42号、ア、イ及び基点第43号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第42号 青森県つがる市木造館岡字上沢辺堀替に設置した標柱

ア 基点第42号から真方位270度30分2,000メートルの点

イ 基点第43号から真方位272度30分2,000メートルの点

基点第43号 青森県つがる市富沼町と五所川原市十三との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県つがる市木造館岡、木造亀ヶ岡、木造平滝、木造筒木坂、下牛瀧町、牛瀧町、下車力町、車力町、豊富町及び富沼町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は15ヶ統以内に限る。

② かれい刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第21号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|--------|----------------|---------------------------|----------------|
| 第1種 共同漁業 | わかめ漁業 | 1月1日から12月31日まで | くろも漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | あまのり漁業 | " | もずく漁業 | " |
| | つのまた漁業 | " | あかもく漁業 | " |
| | てんぐさ漁業 | " | なまこ漁業 | " |
| | あわび漁業 | " | ばい漁業 | " |
| | さざえ漁業 | " | くぼがい漁業 | " |
| | かき漁業 | " | こしだかがんがら(おおこしだかがんがらを含む)漁業 | " |
| | うに漁業 | " | | |

(2) 漁場の位置 青森県五所川原市十三、磯松、脇元地先
(3) 漁場の区域 次の基点第43号、ア、イ及び基点第44号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第43号 青森県つがる市富沼町と五所川原市十三との境に設置した標柱

ア 基点第43号から真方位272度30分2,000メートルの点

イ 基点第44号から真方位222度30分2,000メートルの点

基点第44号 青森県五所川原市脇元と北津軽郡中泊町大字小泊との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県五所川原市十三、相内、太田、脇元、磯松、中泊町大字今泉字布引、字唐崎、大字樽市字飛石、大字田茂木字若宮、大字高根字小金石、大字大沢内字浦原、大字深郷田字富森

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第22号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|----------------|----------------|
| 第2種 共同漁業 | たい・ぶり・さけ小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | やりいか・たなご小型定置漁業 | 1月1日から8月31日まで |
| | そい・あいなめ刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | たい刺網漁業 | 4月1日から8月31日まで |
| | かに籠漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | ばい籠漁業 | " |
| | やりいか・ひらめ底健網漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県五所川原市十三、磯松、脇元地先
 (3) 漁場の区域 次の基点第43号、ア、イ及び基点第44号の各点を順次に結んだ線と
 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第43号 青森県つがる市富瀬町と五所川原市十三との境に設置した標柱

ア 基点第43号から真方位272度30分2,000メートルの点

イ 基点第44号から真方位222度30分2,000メートルの点

基点第44号 青森県五所川原市脇元と北津軽郡中泊町大字小泊との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで

5 関係地区 青森県五所川原市十三、相内、太田、脇元、磯松、中泊町大字今泉字布引、
 字唐崎、大字磯市字飛石、大字田茂木字若宮、大字高根字小金石、大字大沢内
 字海原、大字深郷田字富森

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は9ヶ統以内に限る。

- 1 公示番号 西共第23号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|----------|-----------------------------------|--------|--------------------|
| 第1種 共同漁業 | こんぶ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | いがい漁業 | 1月1日から 12月31日まで |
| | わかめ漁業 | " | かき漁業 | " |
| | あまのり漁業 | " | たご漁業 | " |
| | ふのり漁業 | " | なまご漁業 | " |
| | えごのり漁業 | " | うに漁業 | " |
| | つのもた漁業 | " | ほや漁業 | " |
| | てんぐさ漁業 | " | いわむし漁業 | " |
| | もずく漁業 | " | くろも漁業 | " |
| | うみぞうめん漁業 | " | あかもく漁業 | " |
| | かやものり漁業 | " | ばい漁業 | " |
| あおのり漁業 | " | くぼがい漁業 | " | |
| あわび漁業 | " | こしだかがんがら(お おこしだかがんがらを 含む)漁業 | " | |
| さざえ漁業 | " | | | |

(2) 漁場の位置 青森県北津軽郡中泊町大字小泊地先
 (3) 漁場の区域 次の基点第44号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第45号の各
 点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第44号 青森県五所川原市脇元と北津軽郡中泊町大字小泊との境に設置した標柱

ア 基点第44号から真方位222度30分2,000メートルの点

イ 青森県北津軽郡中泊町立松島に設置した標柱から真方位206度30分

ウ 2,800メートルの点

エ 青森県北津軽郡中泊町権現崎に設置した標柱から真方位262度30分

オ 2,800メートルの点

カ 青森県北津軽郡中泊町青岩に設置した標柱から真方位294度30分

キ 2,800メートルの点

ク 基点第45号から真方位292度30分2,800メートルの点

ケ 基点第45号から真方位292度30分2,800メートルの点

コ 基点第45号から真方位292度30分2,800メートルの点

ク 青森県北津軽郡中泊町大字小泊

キ 青森県北津軽郡中泊町大字小泊

この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

とする。

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 青森県北津軽郡中泊町大字小泊
- 6 その他

1 公示番号 西共第24号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|------------------|-------------------|
| 第2種 共同漁業 | たい・ぶり・さけ小型定置漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | やりいか・たなご小型定置漁業 | 1月 1日から 8月31日まで |
| | かれい・ひらめ小型定置漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | やりいか・ひらめ底建網漁業 | 〃 |
| | かれい・ひらめ刺網漁業 | 〃 |
| | そい・あいなめ刺網漁業 | 〃 |
| | さめ刺網漁業 | 11月 1日から翌年5月31日まで |
| | たい刺網漁業 | 4月 1日から 8月31日まで |
| | かに刺網漁業 | 1月 1日から12月31日まで |
| | くるまえび刺網漁業 | 5月 1日から 9月30日まで |
| かに籠漁業 | 1月 1日から12月31日まで | |
| ばい籠漁業 | 〃 | |
| あいなめ籠漁業 | 〃 | |
| はたはた小型定置漁業 | 11月1日から翌年1月31日まで | |
| はたはた刺網漁業 | 11月1日から翌年1月31日まで | |

(2) 漁場の位置 青森県北津軽郡中泊町大字小泊地先
(3) 漁場の区域 次の基点第44号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第45号の各

点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第44号 青森県五所川原市脇元と北津軽郡中泊町大字小泊との境に設置した標柱
 - ア 基点第44号から真方位222度30分2, 000メートルの点
 - イ 青森県北津軽郡中泊町立松島に設置した標柱から真方位206度30分2, 800メートルの点
 - ウ 青森県北津軽郡中泊町権現崎に設置した標柱から真方位262度30分2, 800メートルの点
 - エ 青森県北津軽郡中泊町蛸間島に設置した標柱から真方位294度30分2, 800メートルの点
 - オ 青森県北津軽郡中泊町青岩に設置した標柱から真方位284度30分2, 800メートルの点
 - カ 青森県北津軽郡中泊町燕の滝に設置した標柱から真方位292度30分2, 800メートルの点
 - キ 基点第45号から真方位292度30分2, 800メートルの点
- 基点第45号 青森県北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 青森県北津軽郡中泊町大字小泊

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は24ヶ統以内に限る。
 - ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 久共第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|--------|--------------------|-------|--------------------|
| 第1種 共同漁業 | わかめ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | えごり漁業 | 1月1日から 12月31日まで |
| | てんぐさ漁業 | " | いがい漁業 | " |
| | あわび漁業 | " | ほや漁業 | " |
| | さざえ漁業 | " | | |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字久六 久六島周辺

(3) 漁場の区域 青森県西津軽郡深浦町大字久六字久六一番地最高点に設置した標柱から

半径4,000メートルの円によって囲まれた区域

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町及び深浦町並びに秋田県山本郡八峰町及び能代市
(平成18年3月20日における旧二ツ井町を除く)
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

潜水器(簡易潜水器を含む。)は4台以内とし、青森県側3台、秋田県側1台とする。

- 1 公示番号 久共第2号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|-----------|---------------|
| 第2種 共同漁業 | たなご小型定置漁業 | 3月1日から8月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字久六 久六島周辺

(3) 漁場の区域 青森県西津軽郡深浦町大字久六字久六一番地最高点に設置した標柱から

半径1,000メートルの円によって囲まれた区域

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西定第1号
- 2 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|---------------|-----------------|
| 定置漁業 | さげ・まぐる・ます定置漁業 | 4月1日から翌年1月31日まで |

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字大間越地先 (通称中の瀬漁場)
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字大間越、熊沢川左岸に設置した標柱 (基点西定第1号) から真方位279度30分2700メートルの点) から真方位189度30分400メートルの点
 イ オから真方位9度30分400メートルの点
 ウ カ (基点西定第1号から真方位279度30分1000メートルの点) から真方位9度30分50メートルの点
 エ カから真方位189度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字大間越
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に連接して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びリーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
- ④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、網を施設してはならない。

- 1 公示番号 西定第2号
- 2 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|---------------|----------------|
| 定置漁業 | たい・まぐる・ぶり定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字松神地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字松神、合葉川左岸に設置した標柱 (基点西定第2号) から真方位255度30分3320メートルの点) から真方位173度30分400メートルの点
 イ オから真方位353度30分400メートルの点
 ウ カ (基点西定第2号から真方位244度30分1560メートルの点) から真方位353度30分50メートルの点
 エ カから真方位173度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神及び大字森山
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に連接して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びリーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 西定第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|---------------|----------------|
| 定置漁業 | たい・まぐる・ぶり定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺地先(通称沢辺漁場岡網)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字沢辺白島に設置した標柱(基点西定第3号)から真方位198度30分1500メートルの点)から真方位108度30分400メートルの点
- イ オから真方位288度30分400メートルの点
- ウ カ(基点西定第3号から真方位198度30分500メートルの点)から真方位288度30分50メートルの点
- エ カから真方位108度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びリーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 西定第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|---------------|----------------|
| 定置漁業 | たい・まぐる・ぶり定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺地先(通称沢辺漁場沖網)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字沢辺白島に設置した標柱(基点西定第4号)から真方位198度30分2270メートルの点)から真方位108度30分300メートルの点
- イ オから真方位288度30分300メートルの点
- ウ カ(基点西定第4号から真方位198度30分1720メートルの点)から真方位288度30分50メートルの点
- エ カから真方位108度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びリーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 西定第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|---------------|----------------|
| 定置漁業 | さけ・たい・まぐろ定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字船作地先 (通称棒山漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字船作棒山西端に設置した標柱(基点西定第5号) から真方位272度30分750メートルの点) から真方位160度30分300メートルの点

イ オから真方位340度30分400メートルの点

ウ カ (基点西定第5号から真方位272度30分100メートルの点) から真方位12度30分50メートルの点

エ カから真方位192度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字船作

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 垣網の綱及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。

③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 西定第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|--------------|----------------|
| 定置漁業 | ぶり・たい・さけ定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字月屋地先 (通称黄金崎漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字月屋、黄金崎船入瀬東側に設置した標柱(基点西定第6号) から真方位316度1100メートルの点) から真方位226度400メートルの点

イ オから真方位46度400メートルの点

ウ カ (基点西定第6号から真方位316度300メートルの点) から真方位46度50メートルの点

エ カから真方位226度50メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字船作、大字月屋、大字横磯、大字深浦

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。

② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第7号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|---------------|----------------|
| 定置漁業 | ぶり・たい・まぐる定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字横磯地先(通称大淵漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字横磯字岡崎28番地に設置した標柱(基点西定第7号)から真方位310度30分1500メートルの点)から真方位220度30分400メートルの点
 イ オから真方位40度30分400メートルの点
 ウ カ(基点西定第7号から真方位310度30分350メートルの点)から真方位40度30分50メートルの点
 エ カから真方位220度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字船作、大字月屋、大字横磯、大字深浦、大字広戸
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第8号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|--------------|----------------|
| 定置漁業 | さけ・ぶり・ます定置漁業 | 9月1日から翌年2月末日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦地先(通称入前漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字深浦竹の瀬岩磯に設置した標柱(基点西定第8号)から真方位323度30分1400メートルの点)から真方位233度30分400メートルの点
 イ オから真方位53度30分400メートルの点
 ウ カ(基点西定第8号から真方位323度30分400メートルの点)から真方位53度30分50メートルの点
 エ カから真方位233度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字月屋、大字船作、大字横磯、大字深浦、大字広戸
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
- ④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、網を施設してはならない。

1 公示番号 西定第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|--------------|----------------|
| 定置漁業 | ぶり・たい・ます定置漁業 | 4月1日から10月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦地先(通称行合漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢146番地に設置した標柱(基点西定第9号)から真方位306度30分2300メートルの点)から真方位216度30分400メートルの点
- イ オから真方位36度30分400メートルの点
- ウ カ(基点西定第9号から真方位306度30分650メートルの点)から真方位36度30分50メートルの点
- エ カから真方位216度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該設置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
- ④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、綱を施設してはならない。

1 公示番号 西定第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|--------------|----------------|
| 定置漁業 | さけ・ぶり・ます定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬地先(通称追良瀬漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(カから真方位302度30分1650メートルの点)から真方位212度30分400メートルの点
- イ オから真方位32度30分400メートルの点
- ウ カ(青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬、追良瀬川右岸の東日本鉄道株式会社トンネル北口に設置した標柱(基点西定第10号)から真方位286度30分850メートルの点)から真方位32度30分50メートルの点
- エ カから真方位212度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字深浦、大字広戸、大字追良瀬及び大字轟木

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該設置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第11号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|--------------|----------------|
| 定置漁業 | さけ・ぶり・ます定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先 (通称龍島漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢、滝の沢尻に設置した標柱 (基点西定第11号) から真方位5度30分2000メートルの点)
- イ オから真方位275度30分400メートルの点
- ウ オから真方位95度30分400メートルの点
- エ オ (基点西定第11号から真方位5度30分7000メートルの点) から真方位95度30分50メートルの点
- エ カから真方位275度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田

6 その他
 (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
 - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
 - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第12号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|--------------|----------------|
| 定置漁業 | さけ・ぶり・ます定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字柳田地先 (通称江沢漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字柳田、郷沢右岸に設置した標柱 (基点西定第12号) から真方位339度3400メートルの点)
- イ オから真方位249度400メートルの点
- ウ オから真方位69度400メートルの点
- エ オ (基点西定第12号から真方位339度1700メートルの点) から真方位69度50メートルの点
- エ カから真方位249度50メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関、大字柳田、鯉ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町

6 その他
 (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
 - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び阿端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
 - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 西区第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|-----------|----------------|
| 第1種 区画漁業 | わかめ延縄式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字大間越字寛地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア

オ (青森県西津軽郡深浦町大字大間越字寛、寛崎沖のコブタイ島に設置した標柱) から真方位234度30分300メートルの点

イ アから真方位352度30分500メートルの点

ウ イから真方位82度30分250メートルの点

エ アから真方位82度30分250メートルの点

ア

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字大間越

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しな

れなければならない。

1 公示番号 西区第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|---------------------------|----------------|
| 第1種 区画漁業 | そいし割式養殖業 こんぶ・わかめ延縄式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア

ア 基点西区第2号 (深浦町大字関字豊田小童子橋右岸下流橋台に設置した標柱) から真方位335度30分1130メートルの点 (日本海地区

広域型増殖場消波堤陸側の東端)

イ アから真方位180度230メートルの点

ウ イから真方位270度210メートルの点

エ オから真方位180度174メートルの点

オ アから真方位270度300メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字鱸木、大字風合瀬字沙干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関、大字柳田

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しな

なければならない。

② イの点、ウの点及びエの点に、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識

を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 漁場番号 西区第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|-------------------------|----------------|
| 第1種 区画漁業 | あわび垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森県北津軽郡中泊町大字小泊字砂山及び南小泊山国有林野地先

(3) 漁場の区域 次の基点西区第3号、ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最

大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点西区第3号 青森県北津軽郡中泊町カメ沢下角に設置した標柱

ア 基点西区第3号から真方位292度30分300メートルの点

イ 青森県北津軽郡中泊町穴間崎に設置した標柱から真方位292度

30分300メートルの点

ウ エから真方位322度30分300メートルの点

エ 青森県北津軽郡中泊町折越内川左岸に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月28日まで

5 地元地区 青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊、字砂山、字浜野、字朝間、字山

崎、字鮫貝、字稲荷、字水間、字坊主沢、字大山長根、字磯沢、字割長根、

字整上、字折戸、字長坂、字豊内

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなけ

ればならない。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭